

象牙海岸共和国
団結、規律、労働

水法に関する 1998 年 12 月 23 日の法律 98-755 番

国民議会が採決し、共和国大統領が公布する法律の内容を以下に示す：

第 1 編：総則

第 1 章－定義

第 1 条

水法に関する本法律の意味に関し、以下のものを定義する：

当局：国・地方における全ての権力保持者。

水担当当局：水資源の管理のために指定された機関。

下水：雨水、汚水、もしくは固形廃棄物の、事前処理を伴うもしくは伴わない、衛生的必要性に従った、収集、排除、および廃棄もしくは破壊。

水域：集中ポイント（このポイントは、盆地の湖・池から流れ出る川と呼ばれる）の方向へ表流水および各種の派川の流れを地形が限定する地理的区域。

取水：

- 1) 導水の供給のために泉、湖、もしくは河川の水を採取する行為。
- 2) 泉の水の検査採取の装置。
- 3) 農業、家庭、産業の需要のための、湖もしくは表流水の放水の水路もしくは導管。

水もしくは水資源：水は、純粋な状態において、透明で、無色で、無臭で、無味な液体である。水および水資源の語句は、置き換え可能で使用される。

地表水：（地表における）大気と接触する全ての水域（その法的な付属地を含む）。

ミネラル・ウォーター：健康に良い化学成分を備えた無機塩を含んだ地下水から来る水。

飲料水：短・中・長期的に消費者の健康に悪影響を及ぼさない場合に、全ての水は飲料水とみなされる。その物理化学・微生物学特性は、規定条項の対象となる。

神聖な水：共同体によって、内容を伴いもしくは伴わず、崇拜および敬愛に値する絶対的敬意をもって、考えられるか又は使用される水。

地下水：地面の表層の下方に位置する地下における貯水岩の中に含まれる全ての水。

国の水もしくは海：国の海岸から海の国境とみなされる線までに広がる海の区域。この国境は、1982年12月19日のモンテゴ・ベイ条約によって12マイル（1マイル＝1,609メートル）と定められている。

上の土地資産：上流（上側）および下流（下側）に位置する空間もしくは地所。

ボーリング：地表から地層、帯水層までの、事前に限定された経の環状の穴の掘削で、これには水を取るための機械式の揚水システムが備わっている。

川や運河沿いの空き地：川や運河沿いの所有権のない土地で、その大きさは、規定条項の対象となる。

自由地下水：浅井戸によって容易に達する浅い地下水。

保護地域：

・直接保護地域：正式に許可されたもの以外は、全ての活動、設備、保管が禁止された囲われた地域。

・隣接保護地域：水質に直接的もしくは間接的に有害な性質の全ての活動もしくは全ての保存が禁止もしくは規定される可能性がある地域。

・沿革地域：汚染の危険がある場合、規定される可能性がある地域。

情報および参加の原則：全ての者は、水資源の状態に関して情報提供を受け、水資源に対して有害な効果を持ち得る決定に関する事前の手続きに参加する権利を持つ。

計画および協力の原則：公共の当局、国際機関、非政府組織、個人は、可能な限り全てのレベルで水資源を保護し、水資源のマスタープランの作成に参加することを協力する。

用心および予防の原則：ある環境（水資源）において影響を受け得る活動の計画もしくは実施の際に、その環境に対する全ての危機もしくは危険を、回避もしくは減少させるように取られる事前の措置。

水の汚染：水の物理・化学・および／もしくは生物学的特性を変更して、人の健康に危険を生じさせ、地上および水性の動物層および植物層を害し、場所の魅力に対して損害をもたらすか、もしくはその他の全ての水の確実な利用を害する可能性のある全ての物質を水環境内に導入すること。

汚染者一支払者の原則：有害物質の導入によって、ある環境において不都合な変更を直接的もしくは間接的に生じさせる全ての個人もしくは法人を処罰するところの定められた規則の全体。発生した損害は、税もしくは／および納付金の対象となる。

利用者一支払者の原則：用途に応じた水の使用の料金設定をすることを可能にするところの定められた規則の全体。この使用は、税もしくは／および納付金の対象となる。

井戸：地表から地層、帯水層までの、水を取るために掘られる掘削。

下水・排水網：汚水もしくは雨水を収集し排除するための建造物の全体。

水路網：湧水の形や、表流水の河床に沿った継続的な放水による、地下水から放出される水もしくは雨水の流れから来る水の流れる恒常的な自然の排水の水路の全体。

湿地帯：恒常的もしくは臨時的に、淡水、塩水、もしくは塩辛い水で満たされるか、もしくは通常は浸水した、運営されている又は運営されていない土地。植生が存在する場合、少なくとも年間の一時期は、好湿性植物に支配される。

環境影響調査：環境に対するデータもしくは活動の効果を評価するため、そして、その活動により引き起こされ得る環境に有害な効果を消滅、軽減、緩和させることを目的とする全ての措置もしくは行動を提案するために使用される手続きの全体。

第2章－適用範囲

第2条

水法に関する本法律は、以下のものに適用される基本的な原則を限定する：

- ・ 水、水利の整備および建造物の法制度。
- ・ 水、水利の整備および建造物の保護の制度。
- ・ 水、水利の整備および建造物の管理。

本法律は、以下のものの総則を定める：

- ・ 水の保護および配分。
- ・ 水利の整備および建造物の保護、質。
- ・ 神聖な水の調和的な使用。
- ・ 水の取締り、違反および処罰。

水法に関する本法律において限定される水には、内陸の水および国の海の水が含まれる。

第3条

以下のものは、本法律の条項に従う：

- ・ 水資源に関係した活動を実施する公共もしくは民間の個人もしくは法人。
- ・ 水利の整備および建造物。
- ・ 現行の法律および規則に従って分類されている施設。
- ・ 家庭用もしくはそれ以外の目的で、全ての公共もしくは民間の個人もしくは法人によって実施され、放流されるかされない地下水もしくは地表水の採取、もしくは、汚染を生じさせないものでも間接的もしくは直接的で慢性的もしくは時たまの放水、排水、投棄もしくは堆積の変更を生じさせる分類されていない施設、建造物、活動。

第4条

水法に関する本法律は、以下のものには適用されない：

- ・ 戦争状態。
- ・ 軍事活動。しかしながら、その活動の当事者は、水資源、水利の整備および建造物の保護の懸念を考慮し、そのために水法に関する本法律の第11条に定められるような公共水利場所に損害をもたらさないように監視する義務を持つ。

第3章－目的

第5条

水法に関する本法律の目的は、水資源、水利の整備および建造物の統合的な管理である。

この管理は、以下のものを保証することを目標とする：

- ・ 水性エコシステム、湿気の多い土地および地域の保護。
- ・ 全ての形の汚染からの保護、地表水、地下水、国の水の限界における海水の修復。
- ・ 水資源の保護、動員、管理。
- ・ 水利の整備および建造物の開発および保護。
- ・ 経済的資源としての水の活用、そして、様々な用途、活動もしくは工事の際、以下のような需要を満たす、もしくは調整するようなその配分。
 - － 住民の飲料水の供給。
 - － 健康、公衆衛生、民間人の保護。
 - － 水の保護および自由な流れ、浸水からの保護。
 - － 農業、漁業、養殖、淡水漁業、工業、エネルギー生産、運輸、観光、娯楽、水上スポーツ、そして、その他の全ての合法的に実施される人間の活動。
- ・ 水利学的な水域および全国レベルにおける水資源の利用の首尾一貫した計画。
- ・ 周辺環境との均衡を尊重した、様々なタイプの住民の生活条件の改善。
- ・ 現在および将来の世代のための水資源の確実で持続的な利用の条件。
- ・ 介入者の役割の再定義によって特徴付けられる制度的枠組みの設置。

第4章－原則

第6条

水法に関する本法律は、水資源の統合的な管理において認められた原則であるところの用心、予防、修正、参加、利用者－支払者、汚染者－支払者、計画、協力の原則に賛同する。

第7条

水は、国の共有資産の一部をなす。

自然の均衡の尊重における、その保護、動員、活用は、全体の利益である。

第8条

水資源の利用は、本法律の第11条に定められるような公共水利地に関して事前に取得されている権利および第三者の権利の尊重の留保付きで、現行の法律・規則および水法に関する本法律の条項によって限定される条件の中で行われる。

第9条

水資源、水利の整備および建造物の管理および活用は、以下のような全ての階級を参加させなければならない：

- ・ 計画者、決定者、当分野に関する専門家、
- ・ 運営者、
- ・ 利用者。

第10条

神聖な水の存在は、容認される。しかしながら、その利用は、全体の利益に適合し、社会的グループの団結および国の団結の維持と増強の要請に応えなければならない。

第2編—水、水利の整備および建造物の法制度

第1章—一般条項

第11条

以下のものは、水法に関する本法律の意味に関し、公共水利地となる：

A—水資源、特に以下のもの：

－国の海の水、

－氾濫する前の縁までいっばいに流れる水の高さによって限定される限度内で航行可能な又は浮くことの可能な表流水、そして、各川岸および各島の縁の境界の間の幅が25メートルの通過地域、

－氾濫する前の縁までいっばいに流れる水の高さによって限定される限度内で航行も浮くことも不可能な湧水および表流水、

－外側の各川岸および各島の縁の境界の間の幅が25メートルの区域で氾濫前の最も高い水位によって限定される限度における湖、池、ラグーン、

－地下水

B－公共地に設置される水利の整備および建造物、特に以下のもの：

－航行用の運河およびその引き船道、灌漑および干拓の水路、公益のために工事された送水路、そして、これらの建造物の付属物、

－導水管、下水管、港および泊まり地、海および河川の堤防、照明および標識の建造物、そして、これらの付属物、

－水力の利用のための公益の申告された建造物、

第12条

公共水利地における採水、水利の整備および建造物の実施は、場合によって、事前の許可もしくは申告の義務がある。

第13条

全ての許可は、以下の義務を負う：

- ・国の資産を保護する、
- ・事前に成立している権利および用途を考慮する、
- ・様々なカテゴリーの利用者の利益を調整する。

第14条

許可は、第三者の権利の留保付きで、期間限定で、万が一の場合は、行政調査の後に、与えられる。

第15条

許可は、違約金を伴って、取消されもしくは変更されることがある：

- ・ 公衆衛生の利益において、特に、その取消しもしくは変更が、飲料水の供給のために必要である場合、

- ・ 洪水を予防もしくは止めるため、もしくは公共の安全を脅かす場合、

- ・ 水環境を大きく脅かす場合、特に、環境が、その保護と両立しない危機的な水利条件にある場合。

許可は、書面により当事者に対し宛てられる督促の後に、違約金を伴わず、何時でも取消されることがある：

- ・ 許可が与えられた対象が、2年間の猶予の中に、工事の開始を受けなかった場合、

- ・ 建造物もしくは施設が、放棄されるか又は定期的な維持・管理の対象にならなくなった場合。

- ・ 許可書の中に定められた条件の不履行の場合。

第16条

許可の全ての拒否、取消もしくは変更は、理由がなければならない。

水法に関する本法律の適用の政令は、許可の授与、変更、更新、取消の条件、そして公共水利地で取水される流量に関する限界値を限定する。

第17条

水の利用権および水利の整備および建造物の利用は、沿岸住民の権利に害をもたらず、水が再利用できるように復元する義務によって限定される。

第18条

全体の利益のための水資源の利用に関する全ての運営もしくは施設は、現行の法律および規則に従って、通過、導入、支援、通行の地役権の仲介する土地資産の税を課する。

第19条

水利の整備および建造物は、人の生活、通行、再生を恒常的に保証する最小限の水量を維持する装置を含まなければならない。

第20条

民間の土地資本における水の蓄積の場合、土地資本の運営者は、その容量、性質、合目的性を申告する義務を負う可能性がある。

民間の地所における水の人工的な蓄積の条件は、規則によって定められる。

第2章 水の制度

第21条

水資源は、以下のものを含む：

- ・ 大気もしくは気象の水、
- ・ 地表水、
- ・ 地下水、
- ・ 国の海の水。

第1節：大気もしくは気象の水

第22条

大気もしくは気象の水は、自分の土地資産の上で受ける者の所有である。その者は、それを使用し所有する権利を持つ。

第23条

民間の土地資産の上の上に落ちる水の人工的蓄積は、以下のことを条件に許可される：

- ・ その水が、その土地の上に留まっていること、
- ・ その利用が、現行の法律および規則によって規定されている掟に適合していること。

第 2 4 条

現行の法律および規則に従って、全ての所有者は、雨水が自分の土地もしくは公道の上を流れるように屋根もしくは建造物を設けなければならない。

第 2 節：地表水および地下水

第 2 5 条

何人も、地表水および地下水の自由な流れを妨げてはならない。

第 2 6 条

湧水は、水法に関する本法律の第 1 7 条、第 1 8 条、第 3 2 条に定められる条項の尊重の条件付きで、自分の民間土地資産の中に泉を持つ者によって利用されることができる。

第 3 節：神聖な水

第 2 7 条

神聖な水の管理は、国の監督のもとに関係する自治体によって保証される。

第 2 8 条

神聖な水の利用は、以下の者を調整しなければならない：

- ・ 国の資産の保護の必要、
- ・ 第三者の権利の尊重、
- ・ 社会的集団の団結および国の団結の保護および増強の懸念。

第3章 水利の整備および建造物に対して適用される制度

第29条

許可制度に従属する水利の整備および建造物は、事前の環境影響調査の対象となる。

第30条

水利の整備および建造物の導入、実施、運営は、場合によって、水法に関する本法律の第31条および第32条に定められる条項に従い、事前の許可もしくは申告に従属する。

導入は、以下の介入が先行する：

- ・許可に従属する水利の整備および建造物に関しては、水利学もしくは水利地質学の専門家、
- ・許可に従属する水利の整備および建造物に関して、水を担当する当局および管轄省の部局。

第31条

航行を阻害する、公共の保健および安全に対し危険をもたらす、水の自由な流れを害する、水資源の質および量を劣化させる、特に浸水の危険を上昇させる、水環境の質もしくは多様性に重大な損害をもたらす可能性のある施設、整備、建造物、工事、活動は、事前の許可に従属する。

このような危険をもたらす可能性はないが、それでも現行の規則によって規定される掟を守らなければならない、施設、建造物、工事、活動は、事前の申請に従属する。

第32条

他の利用者から正常な利用を奪う水資源の迂回もしくはバイパスの整備もしくは建造物は、禁止される。

第33条

水利の整備および建造物の全ての運営者は、以下のものを、関係当局に対し、書面によって、通知しなければならない：

- ・ 重要な出来事、発生した事故、
- ・ 運営者の変更、
- ・ 活動の停止。

第3編－水、水利の整備および建造物の保護の制度

第1章－一般条項

第34条

水、水利の整備および建造物の保護は、以下の方法によって保証される：

- ・ 取締りの措置、
- ・ 基準、
- ・ 保護地域、
- ・ 格付もしくは格下げの措置、
- ・ 公益の制度。

第35条

水資源、水利の整備および建造物を劣化させ得る全ての活動は、関係当局による規則の措置の対象となる。

第36条

水資源、水利の整備および建造物を保護するため、保護の基準および区域が定められる。

第37条

前条に定められるような基準は、以下のものである：

- ・ 水資源の質の基準、

- ・ 投棄の基準、
- ・ 水利の整備および建造物の設計、実施、保護の基準。

これらの基準は、特に以下の事を考慮し、様々な利用者に従って限定される：

- － 関係する最新の科学的データ、
- － 受容環境の状態、
- － 水の自己浄化の能力、
- － 国の経済・社会的開発の必要、
- － 資金的採算性の懸念。

これらの基準は、規則によって定められる。

第 3 8 条

公衆衛生の措置としての保護地域は、義務である。

以下の 3 種類の保護地域が存在する：

- ・ 直接保護地域
- ・ 隣接保護地域
- ・ 遠隔保護地域

これらの区域の境界は、政令によって限定される。これは、新たな状況が必要としたときは、変更されることがある。

第 3 9 条

それによって直接保護地域が限定されたもの以外の全ての活動は、禁止される。

第 4 0 条

如何なる地下工事も、如何なる試掘も、関係当局の事前の許可無しに、保護地域の内部で実施することができない。

第 4 1 条

公共の下水網における廃水の放水は、その網の管理、水資源、水利の整備および建造物の保護も害してはならない。

第 4 2 条

水資源、水利の整備および建造物は、全体の利益のために、以下の可能性を持つ：

- ・ 格付けもしくは格下げ措置の対象となること、
- ・ 公益の質を認められる。

政令が、公益の制度の格付、格下げ、授与の条件および方法を定める。

第 2 章－水の保護

第 4 3 条

水資源の保護は、質的にも量的にも、特定の基準を機関によって確保される。

第 4 4 条

神聖な水は、保護の権利を共同体が委譲し、国の監視のもとで共同体の利益のために保護を実施する者によって保護される。

神聖な水は、利益がそれを正当化する場合、保護の特別措置の対象となる。

第 1 節：量的な保護

第 4 5 条

全ての水の浪費は、禁止される。

当局は、この浪費を避けるため、規則によって、個人、公共および民間の網および施設に課する条件を限定する。

第46条

水資源が希および／もしくは脅かされている国土の一部において、行政は、この状況を考慮するために、より厳格な規則を規定する権利を持つ。

第2節：質的な保護

第47条

人の消費用の水の採取地点は、保護地域に囲まれなければならない。この保護地域において、汚染を生じさせる性質の全ての行為もしくは活動を実施することは、禁止される。

第48条

水資源の汚染を発生させるか又は増加させる可能性のある全ての種類の廃棄物又は放射性廃水の放水、保管は、禁止される。

第49条

受容環境における全ての廃水の投棄は、現行の基準を守らなければならない。

第50条

水環境の質を害する可能性があり、地表水における餌としての爆発物、薬物、中毒性薬品の使用は、禁止される。

第51条

危険、もしくは不衛生、火災もしくは爆発を発生させる原因となり得る中毒性もしくは可燃性の固形もしくは液体の物質の全て、植物もしくは動物性の発酵性の残留物の全て、廃棄物の全てを、海、表流水、湖、ラグーン、池、水路、地下水、沿岸、沖積層に放流する事が禁止される。

第3章－水利の整備および建造物の保護

第52条

不可抗力の場合を除き、以下のことが禁止される：

- ・ 水利の整備および建造物を劣化させること、破壊すること、撤去すること、
- ・ 前述のものの建設もしくは維持管理のために暫時的に実施される建造物に損害をもたらすこと。

第53条

格付けされた又はされていない施設、整備もしくは建造物、汚染源は、政令によって限定される条件のもと、生態環境聴取に従属する。

生態環境聴取の結果は、関係当局に提出され、第三者に通知可能である。

第54条

国益を示し、リストが政令によって限定されている水利の整備および建造物は、保護の特別措置の対象となる。

そのため、水担当当局は、防衛および治安を担当する省との同意のもと、この保護を公安の力によって保証することができる。

第4編－水資源、水利の整備および建造物の管理

第1章－制度的枠組み

第55条

水資源、水利の整備および建造物の管理の国の政策は、閣議で定められる政令によって限定される。

第56条

水担当当局は、この政策の実施を保証する。

そのため、水担当当局は、水資源、水利の整備および建造物の利用に関する事前の許可の申請および申告を受ける。

水担当当局は、場合によって、その特典を管轄の省と伴に行使する。

第57条

閣議で定められる政令は、管理の原則に関して水利学的な水域によって設けられる水資源の管理を担当する機関を定め、これらの機関の組織、権限、機能に関する規則を限定する。

第58条

本法律の意味に関し、制度的枠組みは、水の管理者と様々な利用者との間の区別によって特徴付けられる原則に立脚する。

第1節：管理者の役割

第59条

国は、水源の質を保護し、浪費を阻止し、利用性を確保することにより、水資源の管理を保証する。

第60条

国は、以下のものを保証する：

- ・ 飲料水の供給、
- ・ 水資源の適合した保護、保存、管理、
- ・ その他の充足。

国は、以下のものを保証する：

- ・ 水利の整備および建造物の開発および保護、
- ・ 水因性疾病に対する予防および対策。

国は、管轄の部局によって、水の取締りを実施する。

第2節：利用者の権利および義務

第61条

公共水利地に関して事前に取得されている権利の承認は、請求により行政の管理で、もしくは、当事者の申請により行政調査の後、規則によって限定されている条件のもとで、行われる。

第62条

水の採取の許可および権利、そして水に関する既得権の承認に関する証書は、不動産台帳への登記の対象となることができる。

第63条

権利が定期的に承認されていた所有者は、土地収用によってしか、その所有権を奪われることがない。この措置は、現行の法律もしくは規則によって定められる条件のもとにしか発生しない。

第64条

水資源の質もしくは循環、保存、民間の安全に危険を示す災害もしくは事故を知る全ての者は、できるだけ早く、関係当局に対して、それを通知しなければならない。

関係当局は、全ての適切な方法によって、災害もしくは事故の状況、その影響、それに対処するために取られる又は取られるべき措置を住民に通知する。

第65条

災害もしくは事故の原因である全ての者、全ての運営者、もしくは全ての所有者は、場合によって、それを知った時に、環境への危険もしくは損害をくい止めるために、全ての可能な措置を取るか取らせる義務を持つ。彼らは、それに対処するために必要な全ての措置も取らなければならない。

第66条

関係当局は、問題となっている者に対して、判明した損害を終わらせるため、もしくは重大さそして特に実施すべき分析を限定するために、取るべき措置を命じる。

第67条

怠慢の場合、もしくは自然環境の汚染や破壊、さらには公衆衛生および飲料水供給に関

して危険がある場合、当局は、責任のある者の費用負担によって、必要な措置を取るかもしくは実施させる事ができる。

第68条

その他の被った損害に関して、犠牲者の賠償を害することなく、物質的もしくは資金的に介入した者は、災害もしくは事故の責任を負わされる1人もしくは複数の者による、彼らによって発生した費用の払戻を受ける権利を持つ。そのため、彼らは、管轄の裁判所を利用することができる。

第69条

水域の占有者もしくは水の利用者は、水資源、水利の整備および建造物の保護のための境界を組織することができる。

第2章—優先順位

第70条

住民の飲料水供給は、全ての場合において、水資源の配分における優先的な要素である。

水資源の割当は、如何なる時でも、住民の社会的、経済的需要を考慮しなければならない。

第71条

人間の水需要が満たされた時、資源の配分は、他の用途に関して実施される。

第72条

人への供給以外の用途間の充足に関する争いの場合、配分は、関係当局によって行われなければならない。

第73条

閣議で採択される政令は、人間への供給に向けられるもの以外の水の利用の制度および条件を定める。

第74条

優先順位は、不可抗力、旱魃、浸水などの幾つかの例外的な出来事が発生した場合、暫時的に変更されることがある。

第75条

水の担当当局および管轄省は、あらゆる個人もしくは法人に対し、水資源、水利の整備および建造物の運営の公共サービスを委託することができる。

この運営形態は、閣議で採択される政令によって、ケースごとに承認される。

第76条

委譲契約は、受益者に対して、以下の権利を与える：

- ・認可当局によるプロジェクトの承認の後、全ての有用な建造物を設けること、
- ・その施設に必要な公共地の一部を占有すること。

第77条

委譲契約に定められる個別の条項を害することなく、譲受人の権利剥奪は、以下の場合に発せられることがある：

- ・許可されたもの以外の、もしくは定められた利用区域以外の水の利用、
- ・納付金の未払いもしくは非繰越し、
- ・特に温泉の場合、衛生面の義務の不履行。

譲受人の権利剥奪の場合、水の担当当局および管轄省は、万が一の場合、権利を失った譲受人の費用負担で強制的に、修復を命じることができる。

第1節：飲料水

第78条

人の消費に宛てられた水は、水担当当局および保健担当省の共同の決定によって定められる飲料基準に適合しなければならない。

第79条

有償もしくは無償で、そして食用の水を含みどのような形状であっても、人の消費のために水を公共に提供する者は誰でも、その水が飲料可能で、現行の基準に適合することを保証する義務がある。

第80条

全ての食料品および人でも動物でも食用の商品の調理および消費のための水の利用は、衛生および公衆衛生の基準に適合しなければならない。

第81条

水の公共配布のサービスのための区域において、個人もしくは法人、特にレストラン経営者、ホテル経営者が、食用および食用と関係する全ての用途のために、前述の業務によって提供される飲料水以外の全ての水を提供することが禁止される。

第82条

民間の井戸および泉の利用は、その水が飲料可能で、その水が、特に簡易便所、堆肥の保管場所、ゴミ、汚物、墓地から発生する全ての汚染から保護するための全ての予防が取られている場合にしか、人の消費に関しては許可されない。

これらの井戸は、現行の規則および基準によって必要とされる飲料可能性の質を定期的に提出しなければならない。

第83条

飲料水の給水網が通じている環境において、人の消費のための井戸水の利用は、禁止されることがある。

第84条

水の修正の全ての方法、もしくはこれらの水の化学添加物を使った処理方法に頼ること全ては、規則によって定められた条件にもとで、事前に許可されていなければならない。万が一の場合の添加物は、水の飲料可能性を害すること、その有機成分を劣化させることは、如何なる場合もできない。

第 8 5 条

消費の水の汚染を予防するための措置は、水担当当局および管轄省の共同の決定によって規定される。

第 2 節：ミネラル・ウォーター

第 8 6 条

ミネラル・ウォーター、湧水、食卓用の水の保護、整備に関係する施設の運営、そしてその梱包に至るまでの監視、監督は、管轄の部局によって実施される。

第 8 7 条

前述の第 8 6 条に表されたような水の源は、公益のために、閣議で採択される政令によって表明される。

第 8 8 条

天然のミネラル・ウォーター、および食卓用の水の輸出、輸入、商品化は、水担当当局および管轄省によって共同で事前に発行される許可証に従属する。

第 3 節：農牧、工業のため、そして他の需要の充足のために利用される水

第 8 9 条

農牧、工業のため、そして他の需要の充足、特に漁業、娯楽、運輸、のための水の利用は、地役権を必要とし、現行の納付金および基準、そして水法に関する本法律によって定められる命令を守らなければならない。

第 3 章－計画および協力

第 9 0 条

水法に関する本法律の意味において、以下のものが予定される：

- ・ 水資源、水利の整備および建造物の目録、
- ・ 水資源、水利の整備および建造物に関するデータ収集の国のネットワークの開発、

- ・ 水質の目標の決定もしくは制定、
- ・ 水資源整備管理主導計画（SDAGRE）、
- ・ 警報の計画、区域、システムの制定、

第 9 1 条

政令によって限定される周期性に従って、水資源、水利の整備および建造物の目録が作成される。

この目録は、水担当当局の指導のもと、管轄省および様々な利用者との協力によって作成される。

第 9 2 条

水資源、水利の整備および建造物の目録は、短・中・長期的な行動計画の作成に到達しなければならない。

第 9 3 条

水の管理の組織によって収集され作成されたデータおよび情報は、水担当当局に通知されなければならない。

第 9 4 条

水資源整備管理主導計画（SDAGRE）は、水利学的な水域もしくは水域のグループごとに実施される。

第 9 5 条

水資源整備管理主導計画（SDAGRE）は、各水域もしくは水域のグループに関して、水資源の統合された管理の全体的な方向付けを定める。

当主導計画は、水の質および量、水性エコシステム、湿地帯、そして実施すべき水利の整備および建造物を限定する。

第 9 6 条

水資源整備管理主導計画（SDAGRE）の案は、水担当の国の当局によって作成される。

行政調査の後、案は、特に国の代表者達、非政府組織（NGO）、地方代議士、利用者、運営者、関係する専門家を含む水域委員会に答申として提出される。

第97条

水資源整備管理主導計画（SDAGRE）は、水資源整備管理基本計画（PDAGRE）によって補足される。

第98条

水不足もしくは洪水を生じさせ得る旱魃もしくは事故の場合、管轄当局は、水の保管もしくは採取の全ての措置を取る権利を持つ。

その場合、取るべき措置および最優先の水の利用を定める警報の区域が設けられる。

第99条

国は、隣国と分け合う水資源の管理および活用における協力を促進するために必要な措置を取る。

この協力は、以下のことを保証することを目的とする：

- ・ 全ての状況、特に危険な状況に関する情報の交換、
- ・ 水管理の共同プロジェクトおよび2国間および多国間の組織の設置、
- ・ 分け合う水資源の統合された管理。

第4章－財政機構

第1節：納付金および助成金

第100条

公共水利地の水を使う全ての個人もしくは法人は、水法に関する本法律によって定めら

れる条件のもと、納付金およびその割当税の支払に従属する。

国は、納付金を定める。

国は、水、水利の整備および建造物の最良の運営をするような全ての活動に対して助成金を当てる事ができる。

第101条

前項に定められるような納付金は、以下のものである：

- ・ 質に関する納付金、
- ・ 採取される量に関する納付金、
- ・ 水の原動力の利用に関する納付金、
- ・ 水の利用に関する納付金、
- ・ 水資源の動員に関する納付金。

管轄当局は、必要に応じて、他のタイプの納付金を定めることができる。

第102条

納付金の徴収の基準、率、方法は、現行の規則に従って定められる。

第103条

前75条に定められるような委譲の方法は、場合によって、納付金の徴収を発生させる。

第104条

助成金の割当の条件は、規則によって定められる。

第2節：水資源、水利の整備および建造物の管理基金

第105条

以下の活動の資金調達を保証するため、水資源、水利の整備および建造物の管理基金が設けられる：

- ・ 水資源の適合された管理、
- ・ 水資源、水利の整備および建造物の計画および目録、
- ・ 水資源の保護、
- ・ 衛生の監視、
- ・ 水利の整備および建造物の開発、維持管理、運営。

閣議によって採決される政令は、基金の機構および機能の規則を定める。

第 1 0 6 条

水資源、水利の整備および建造物の管理基金は、以下のものによって供給される：

- ・ 国の助成金、
- ・ 納付金、
- ・ 取引の成果、
- ・ その他の無償贈与。

第 5 編－水の取締り、違反、処罰

第 1 章－違反の確認

第 1 0 7 条

以下の者は、水法に関する本法律の条項、そしてその適用のために取られる税の違反を確認し、その証拠を集め、そしてその犯人を調査する事を担当する：

- ・ 吏員および警察官、
- ・ 各種の管轄部局の公務員および職員。

第108条

前条項の公務員および職員は、第1審裁判所もしくは行政区の裁判所の部で宣誓する。

第109条

違反を調査し確認するために、宣誓した公務員および職員は、違反の原因の操作が実施された建物、施設、場所へ接近できる。所有者および運営者は、彼らを通過させなければならない。

第110条

彼らの職の実施のため、宣誓した公務員および職員は、公安当局の支援を受けることができる。

第111条

水法に関する本法律の条項、そしてその適用のために取られる税の違反は、反対の証拠まで優先する調書によって認められる。

第112条

確認の調書は、特に違反者の姓名、違反の状況および場所、容疑者の説明、違反の実在性を引き出す要素を含む。

第113条

政令によってリストが限定される幾つかの違反は、示談が成立することがある。これらは、管轄省との連携により水担当当局によって実施される。

第114条

示談の失敗の場合、もしくは政令によってリストが作成されている重大な違反に関して、調書は、確認から丸15日以内に、共和国検事もしくは管轄裁判所の部の裁判官に対して提出されなければならない。

第2章－罰則

第 1 1 5 条

水法に関する本法律の条項への明白な違反の場合、宣誓した公務員および職員は、作業を停止させ、違反を犯すのに使用された対象を没収しなければならない。

第 1 1 6 条

個別の工事、整備によって、水の流れの地役権を悪化させる上部の土地資産の全ての所有者は、6日間から2カ月間の懲役刑および5万から30万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰される。

第 1 1 7 条

事前の許可もしくは申告なしに、過剰な量の公共地の水を採取するものは誰でも、2から6カ月間の懲役刑および36万から500万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰されることがある。

再犯の場合、刑は倍になる。

第 1 1 8 条

以下のことをする者は誰でも、2カ月間から2年間の懲役刑および100万から500万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰される：

・ 水法に関する本法律の適用において定められる規則もしくは許可書に含まれる技術的命令によって定められる期日の表現に従った督促の決定に従わず、施設もしくは建造物の操作もしくは運営を継続する、

・ 水法に関する本法律の適用において発せられる禁止措置もしくは施設の廃止、許可の取消または停止、操業停止の措置の侵害により、施設を運営する、もしくは工事を実施する。

第 1 1 9 条

事前の許可なしに、保護区域において地下工事もしくは試掘を企てる者は誰でも、1から6カ月間の懲役刑および50万から1000万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰されることがある。

第 1 2 0 条

全ての水の浪費は、1 から6 カ月間の懲役刑および3 6 万から1 0 0 0 万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰されることがある。

第1 2 1 条

水、水利の整備および建造物の質を劣化させ得る活動に身をゆだねる者は誰でも、6 カ月間から2 年間の懲役刑および5 0 万から1 億フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰されることがある。

第1 2 2 条

作用もしくは反応が、暫時的であったとしても、健康への有害な影響、もしくは植物相または動物相への被害、もしくは水の流れの正常な体制の大きな変化を生じさせる、全ての廃棄物もしくは物質を、直接的もしくは間接的に、地表水、地下水、もしくは国の水域における海水に、投棄する、放流する、もしくはたれ流しにする者は誰でも、2 カ月間から2 年間の懲役刑および2 0 0 万から1 0 0 万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰される。

第1 2 3 条

餌として地表水に爆発物、薬物、有毒物質を使用し、水環境の質を害し得る者は誰でも、2 から6 カ月間の懲役刑および3 6 万から1 0 0 万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰されることがある。

第1 2 4 条

如何なる方法によっても、水利の整備および建造物に損害を与える者は誰でも、2 カ月間から2 年間の懲役刑および5 0 万から1 億フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰されることがある。

第1 2 5 条

禁止の場合、飲料水の給水網にが通っている環境において人の消費のために井戸水を使用する者は誰でも、6 日間から1 カ月間の懲役刑および5 万から3 0 万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内の一方のみによって処罰されることがある。

裁判官は、井戸の破壊を命ずることができる。

第 1 2 6 条

現行の基準に適合しないミネラル・ウォーターもしくは食卓の水の輸入、輸出、もしくは商品化する者は誰でも、2 カ月間から1 年間の懲役刑および5 0 万から1 0 0 0 万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内的一方のみによって処罰されることがある。

裁判官は、これらの製品の没収および破壊を命ずることができる。

第 1 2 7 条

衛生および公衆衛生の基準に適合しない、有償もしくは無償の、そして如何なる形態のもので、人もしくは動物への供給のための水を公衆に対して供給する者は誰でも、2 カ月間から2 年間の懲役刑および3 6 万から2 0 0 万フランの罰金刑、もしくはこれら二つの刑の内的一方のみによって処罰されることがある。

第 6 編－暫定的措置およびその他の措置

第 1 2 8 条

既存の建造物は、水法に関する本法律の発効から2 年間の猶予内に適合させられなければならない。

第 1 2 9 条

水法に関する本法律において予定されているような基準の作成の留保付きで、現行の基準は、世界保健機構（WHO）のものである。

第 1 3 0 条

産業用のボーリングは、鉱山法に関する1 9 9 5 年7 月1 8 日の法律9 5－5 3 3 番の法律の条項に従属する。試掘および地下建造物に関しても、同様である。

第 1 3 1 条

情状酌量および執行猶予に関する刑法の第1 1 7 条、第1 1 8 条、第1 3 3 条の条項は、水法に関する本法律の第1 2 1 条、第1 2 2 条、第1 2 3 条、第1 2 4 条、第1 2 5 条、第1 2 6 条によって定められる違反には、適用されない。

第 1 3 2 条

水法に関する本法律の適用の方法は、閣議によって採決される政令によって限定される。

第 1 3 3 条

水法に関する本法律は、先行する反対の全ての条項を廃止する。

第 1 3 4 条

本法律は、象牙海岸共和国の官報に公示され、国の法律として実施される。

1 9 9 8 年 1 2 月 2 3 日、アビジャンにて作成

アンリ・コナシ＝ベディエ

資料8 現地調査経費資料

(1) 備人費

現地調査時の聞き取り調査の結果。

政府関係職員	500,000 - 1,000,000 FCFA (局長級)
ローカル・コンサルタント	400,000 - 1,000,000 FCFA
タイピスト	300,000 - 600,000 FCFA
ドライバー	100,000 - 300,000 FCFA

注) 平均的な給与レベル (グロス)

(2) 気象データ

SODEXAM での聞き取り調査の結果。

気象年報 (気象概況等を記述したもの)	20,000 FCFA/冊
降雨量	600 FCFA/データ
気温	600 FCFA/データ
相対湿度	600 FCFA/データ
蒸発散	1,200 FCFA/データ

(3) 水文データ

経済インフラ省・水利局提供の資料による。

流量年表	10,000 FCFA/年 (冊)
------	-------------------

LA DIRECTION DE L'EAU

La Direction de l'Eau est compétente, dans le cadre des attributions du Ministère de l'Équipement, des Transports et des Télécommunications pour tout ce qui concerne l'Hydraulique Humaine et les Ressources en Eau.

La Direction de l'Eau comprend trois Sous-Directions :

- a - La Sous-Direction de l'Hydraulique Urbaine ;
- b - La Sous-Direction de l'Hydraulique Villageoise ;
- c - La Sous-Direction de l'Hydrologie .

La Sous-Direction de l'Hydrologie est structurée en quatre (4) services :

- 1- Service Exploitation du Réseau Hydrométrique ;
- 2- Service Etudes et Publications ;
- 3- Service Informatique ;
- 4- Service Réglementation et Gestion Intégrée de Ressources en Eau .

La Sous-Direction de l'Hydrologie est chargée :

- d'étudier et d'exploiter le Réseau National d'Observations et de Mesures Hydrométriques ;
- de collecter et de diffuser les Informations Hydrologiques destinées notamment à l'Inventaire des Ressources en eau ;
- de réaliser des études relatives à la Conservation et à l'Utilisation des eaux superficielles du domaine public ;
- de la mise en place d'un plan de Gestion rationnelle des ressources en eau et d'en contrôler son exécution ;
- de veiller à la cohérence des divers plans d'exploitation des ressources en eau ;
- d'élaborer la réglementation concernant l'Utilisation et la Conservation des eaux .

Les stations publiées dans cet annuaire sont au nombre de cent vingt-neuf (129). La particularité de la présentation de cet annuaire tient au fait que sur la même page, nous présentons :

- d'une part, sur la partie gauche, les débits journaliers, mensuels (MY) et annuel, de même que les minima (MN) et maxima (MX) instantanés annuels ;
- d'autre part, sur la droite, l'hydrogramme annuel correspondant aux débits.

Enfin, pour chaque bassin principal, les caractéristiques hydrologiques de l'année sont regroupées dans un tableau qui précède, tout comme la carte du dit bassin, la présentation des débits aux différentes stations .

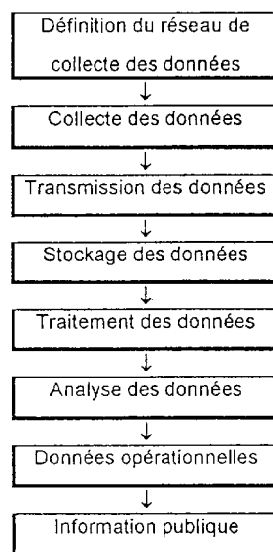
Dans ce tableau figurent principalement :

- . L'étiage absolu de l'année (m³/s), date, cote à l'échelle (cm) et débit ;
- . La crue maximale observée dans l'année (m³/s) ;
- . Le module annuel: débit moyen de l'année (m³/s) ;
- . Le débit spécifique moyen (Q.S.): module annuel ramené à l'unité de surface et exprimé en l/s.km² ;
- . Le volume écoulé (V.E) à la station au cours de l'année (m³) ;
- . La lame d'eau écoulée (L.E): Epaisseur (en mm) de la lame d'eau équivalente à l'écoulement annuel supposée répartie uniformément sur le bassin versant .

A t t e n t i o n !

EVALUATION DES RESSOURCES EN EAU

L'évaluation hydrologique est la détermination des sources, l'importance, la consistance et la qualité des ressources en eau, sur lesquelles est basée l'estimation des possibilités de leur utilisation et de leur contrôle .



Diffusion limitée :

REPUBLIQUE DE COTE D'IVOIRE

MINISTRE DE L'EQUIPEMENT, DES
TRANSPORTS ET DES TELECOMMUNICATIONS

DIRECTION DE L'EAU
SOUS-DIRECTION DE L'HYDROLOGIE

BP V161 Abidjan

Tel : 22 15 10

ANNUAIRE HYDROLOGIQUE DE COTE D'IVOIRE



ANNEE 1993

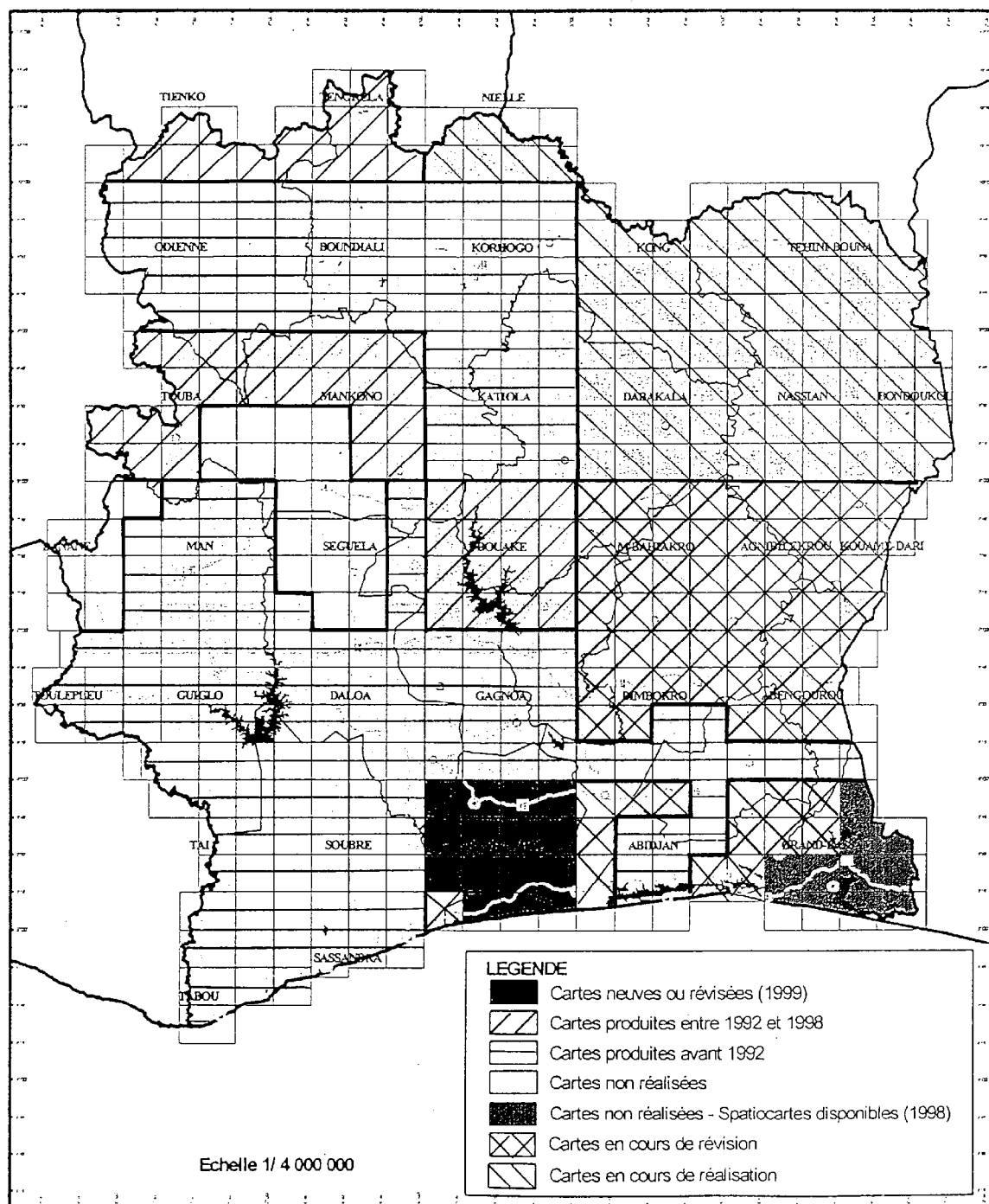
Coût: 10 000 FCFA

(4) 地形図購入費

CCT (CENTRE DE CARTOGRAPHIE ET DE TELEDETECTION, BNETD) 提供の資料による。

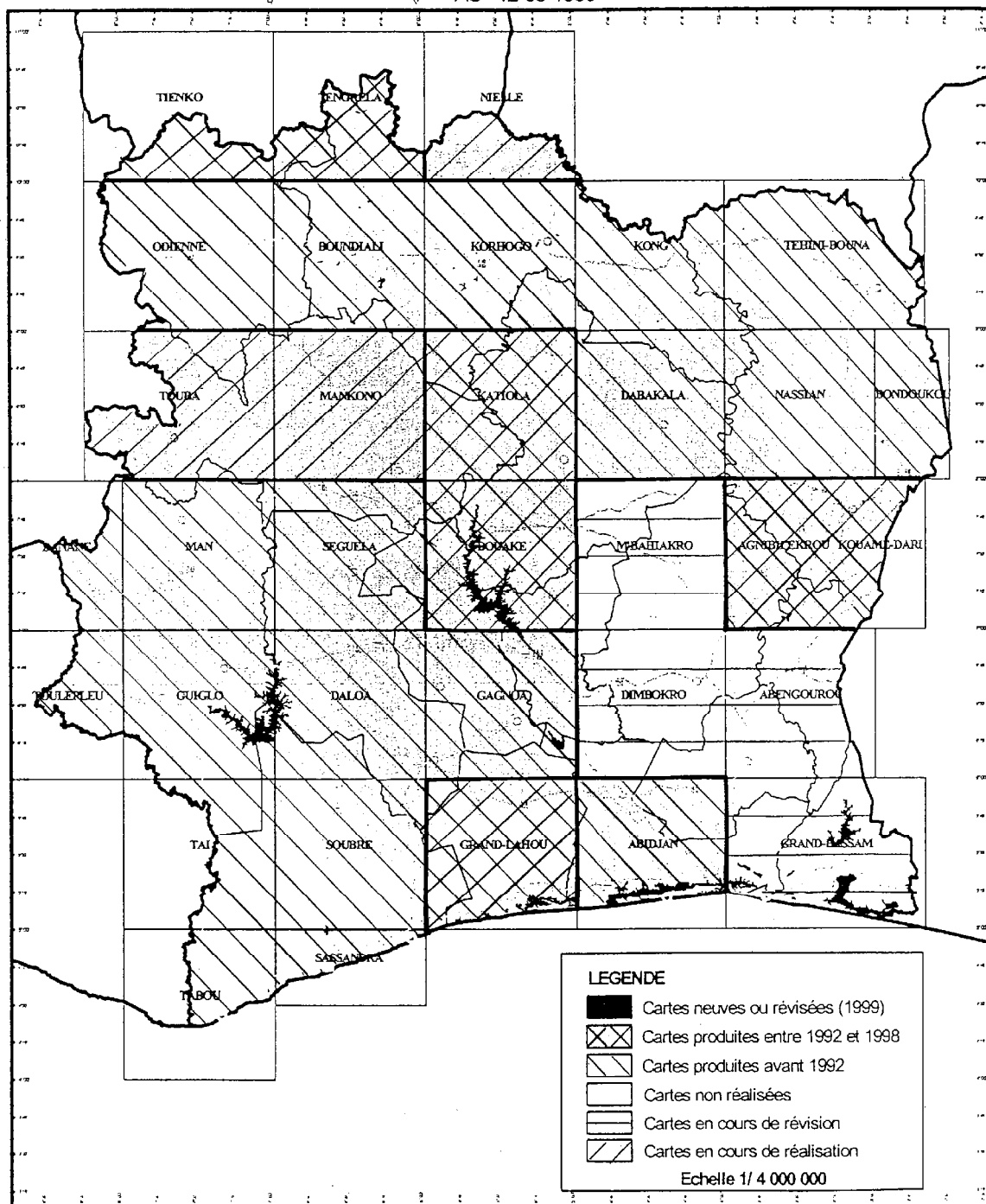
地形図 (1 / 50,000)	4,200 FCFA / 枚
地形図 (1 / 200,000)	4,800 FCFA / 枚
航空写真	4,800 FCFA / 枚

TABLEAU D'AVANCEMENT DE LA CARTOGRAPHIE
DE BASE DU TERRITOIRE NATIONAL A 1/50 000
AU 08-03-1999



SGIG : Système de Gestion des Informations Géographiques de la Cartothèque et de la Photothèque Nationales
Application développée par le BNETD/CCT

TABLEAU D'AVANCEMENT DE LA CARTOGRAPHIE
DE BASE DU TERRITOIRE NATIONAL A 1/200 000
AU 12-03-1999



SGIG : Système de Gestion des Informations Géographiques de la Cartothèque et de la Photothèque Nationales
Application développée par le BNETD/CCT

(5) 地質図購入費

MINISTERE DES MINES ET DE L'ENERGIE DIRECTION DE LA GEOLOGIE 提供の資料による。

PRIX DE VENTE DES CARTES GEOLOGIQUES (AVEC NOTICES)

TITRE / LOCALITE	ECHELLE	ANNEE D'EDITION	PRIX (FCFA)	PRIX (F F)
DABAKALA (en deux feuillets)	1/100 000	1997	10 000	100
TEHINI-BOUNA	1/100 000	1994	6 000	60
ABENGOUROU	1/200 000	1995	5 000	50
ABIDJAN	1/200 000	1992	5 000	50
AGNIBILEKROU KOUAME-DARI	1/200 000	1995	5 000	50
BONDOUKOU	1/200 000	1995	5 000	50
DALOA	1/200 000	1990	5 000	50
DIMBOKRO	1/200 000	1995	5 000	50
GRAND-BASSAM	1/200 000	1992	5 000	50
GRAND-LAHOUE	1/200 000	1995	5 000	50
M'BAHIAKRO	1/200 000	1990	5 000	50
NASSIAN	1/200 000	1995	5 000	50
TOUMODI-DIVO	1/200 000	1976	5 000	50
KATIOLA	1/500 000	1963	4 000	40
ODIENNE	1/500 000	1968	4 000	40
SUD-OUEST	1/500 000	1973	4 000	40
COTE D'IVOIRE	1/1 000 000	1965	5 000	50

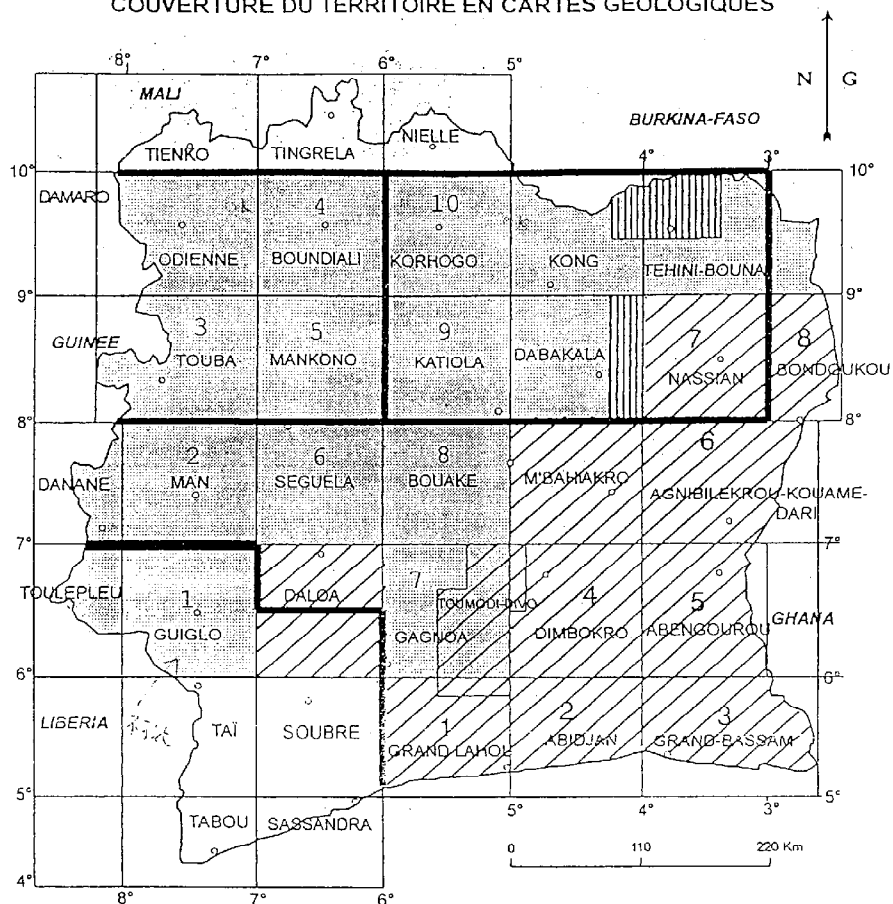
RAPPORTS ET BULLETINS

- Rapport de prospection géochimique dans la partie nord de la Haute-Comoë (feuille Kong 4b et 4d); 1995. Prix : 50 000 fcfa (500 ff).
- Rapport de prospection géochimique sur la feuille de dabakala (coupures 2b, 2d, 4b, et 4d); 1996. Prix : 30 000 fcfa (300 ff).
- Rapport de géochimie tactique sur la feuille de Dabakala (coupure 4d), secteur des Monts Gorowi Kongoli; 1996. Prix : 20 000 fcfa (200 ff).
- Rapport de géochimie tactique sur la feuille de Dabakala (coupure 4b), secteur de la rivière Bogaba; 1996. Prix : 20 000 fcfa (200 ff).
- Bulletin sud-ouest de la Côte d'Ivoire, 1973. Prix : 10 000 fcfa (100 ff).

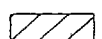
CARTES GEOLOGIQUES PROVISOIRES

TITRE / LOCALITE	ECHELLE	ANNEE D'EDITION	PRIX (F CFA)	PRIX (F F)
BOUAKE	1/200 000	1995	5 000	50
BOUNDIALI	1/200 000	1995	5 000	50
DANANE-MAN	1/200 000	1998	5 000	50
GAGNOA	1/200 000	1995	5 000	50
GUIGLO-TOULEPLEU	1/200 000	1995	5 000	50
KATIOLA	1/200 000	1995	5 000	50
KORHOGO	1/200 000	1995	5 000	50
MANKONO	1/200 000	1995	5 000	50
SEQUELA	1/200 000	1995	5 000	50
TOUBA	1/200 000	1995	5 000	50
SUD-EST	1/500 000	1998	4 000	40

COUVERTURE DU TERRITOIRE EN CARTES GEOLOGIQUES



Légendes

-  Zones de cartes éditées (ok) au 1/200 000e
-  Zones de cartes en cours de travaux (en cours) au 1/200 000e
-  Zones de cartes éditées (ok) au 1/100 000e
-  Zones de cartes éditées au 1/500 000e

1-10 = F.A.C.II provisoir

1-8 = F.A.C. éditée

Années d'édition pour les cartes éditées :

Carte au 1/100 000e

- DABAKALA, 1997

- TEHINI, 1994.

Cartes au 1/200 000e

- ABENGOUROU, AGNIBILEKROU, BONDOUKOU
DIMBOKRO, GRAND-LAHOU, et NASSIAN; 1995

- TOUMODI-DIVO; 1976.

- ABIDJAN, GRAND-BASSAM; 1992.

- DALOA, M'BAHIAKRO; 1990.

Cartes au 1/500 000e

- SAS.CA., 1973.

- ODIENNEE; 1968.

- KATIOLA; 1963.

Carte au 1/1000 000e

DIRECTION DE LA GEOLOGIE, mars 1999

(6) 水質調査費

CIAPOL (CENTRE IVOIRIEN ANTI-POLLUTION) 提供の資料による。

Ministère de la L'Environnement
Et de la Forêt
=====

Centre Ivoirien Antipollution
(CIAPOL)

LE S/Dir LCE

République de Côte d'Ivoire

=====

Union- Discipline- Travail

Abidjan, le

N° _____ MINEF/ CIAPOL/S/Dir LCE

DEVIS N° 003.../99

A L'ATTENTION DE : Monsieur TROKOUREY Albert

Analyse de l'eau

Paramètres Physico-Chimiques	Prix unitaire (F cfa)
PH	3 000
T ^{°C}	3 000
Sal	3 000
O2 dissous	3 000
Cond	3 000
MES	4 500
D CO	12 000
D BO	12 000
NO ₂ ⁻	8 000
NO ₃ ⁻	8 000
NH ₄ ⁺	8 000
PO ₄ ³⁻	8 000
NTK	12 000
Chlorophylle a	8 000
COT	8 000
Cl ⁻	8 000
SO ₄ ²⁻	8 000
S ²⁻	8 000
CN ⁻	8 000
K ⁺	10 000
Ca ²⁺	10 000
Mg ²⁺	10 000
Na ⁺	10 000
Cd	15 000
Pb	15 000

Zn	15 000
Fe	15 000
Mn	15 000
Cr	15 000
Hg	15 000
Cu	15 000
Huiles et graisses	8 000
Hydrocarbures	25 000
Pesticides	30 000
Paramètres Microbiologiques	Prix unitaire
Germes -T	12 000
Clostridium	12 000
Coliformes thermotolérants	12 000
Streptocoques	12 000
Salmonelles	12 000
Vibrio	12 000
Staphylocoques	12 000


Cnd DIBI N. Martin

Abidjan, le 14-9-98

DEVIS N° 29 /98

A L'ATTENTION DE MONSIEUR KOICHI SASADATE

Analyse de l'eau

PARAMETRE	PRIX UNITAIRE
PH	3 000
T°C	3 000
DCO	12 000
DBO ₅	12 000
MES	4 500
Graisse	8 000
NTK	8 000
Cd	15 000
Cu	15 000
Pb	15 000
Zn	15 000
Fe	15 000
Mn	15 000
Cr-T	15 000
Cr ⁶⁺	15 000
Hg	20 000
CN	8 000
P-org	8 000
E-coli	25 000
Germes-T	25 000
Total (1 échantillon)	256 500

Le coût total dépend du nombre d'échantillons

pour 5 échantillons : forfait : 1 150 000 F

Pour 10 échantillons : forfait : 2 250 000 F

- validité de la proforma : 1 an
- durée des analyses : 2 semaines
- frais de déplacement 10 % du coût d'un échantillon soit 25 650 F
- frais de rapport 10 % du coût total d'analyse : soit 25 650 F pour un échantillon
115 000 F pour 5 échantillons
225 000 F pour 10 échantillons.


AGNERO A. Ambroise

資料9 水利高等弁務官事務所（HCH）における既存のGIS

（1）既存のGISにおける情報の構成

既存のGISは、バンダマ川水系を対象に、以下に示すとおり項目を対象に構成されている。

なお、現在、HCHのGISは、CNTIG（COMITE NATIONAL DE TELEDETECTION ET D'INFORMATION GEOGRAPHIQUE）に委託されて構築中であるが、完成には至っていない。

1）全国を対象とする項目（既存のGISに含まれているもので、確認が必要である。）

- 1. 地域、県等の行政界
- 3. FAOの土地数量化モデル
- 4. 河川水系
- 5. 河川流域界

2）バンダマ川水系を対象とする項目

- 1. 地方行政区分（村、町、都市等）
- 2. 地形（標高を表示）
- 3. 植生区分
- 4. かんがい地域区分（大規模、小規模等）
- 5. ダム
- 6. 村落給水
- 7. かんがい地区
- 8. 上水場
- 9. 水系疾患の発生
- 10. 水を利用している工場
- 11. 表流水の水質観測地点
- 12. 大量のごみ発生源

(2) 既存の GIS におけるハードウェア及びソフトウェアの構成

- 1. ordinateur Compaq DESKPRO 200MMX/Ecran 17"/64MRAM
- 2. traceur HP 350 ou 450C A0/A4
- 3. scanneur graphic pro
- 4. table á digitaliser A2 calcomp
- 5. Imprimante couleur A3 Epson Stylus 1520
- 6. onduleur
- 7. modem/fax (33.6)
- 8. lecteur externe cartouche 1 Go (JAZ)
- 9. second disque dur 4,3 Go
- 10. parafoudre
- 11. GPS Magellan
- 12. Les logiciels (ARCVIEW 3.0 plus les modules d'analyse spatiale)